

第 1 章 計画の考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、これまで県民の歯と口腔の健康づくりのため、県の健康増進計画である「いしかわ健康フロンティア戦略」（以下「フロンティア戦略」という。）において、う蝕（むし歯）や歯周病の予防についての目標を掲げ、歯と口腔の健康づくりに取り組んできました。

こうした中、平成 26 年 6 月に「石川県歯と口腔の健康づくり推進条例」（平成 26 年石川県条例第 35 号）（以下「推進条例」という。）が制定され、推進条例第 11 条に基づき、平成 28 年 3 月に「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進してきました。

平成 30 年 4 月に策定した第 2 次推進計画の期間は、平成 30 年度から令和 5 年度までとなっているため、これまでの取組を評価し、新たな課題について整理したうえ、令和 6 年度からの計画として、新たに「第 3 次いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定し、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりを推進することで、ひいては、県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目指します。

2 計画の位置づけ

本推進計画は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 13 条及び推進条例第 11 条に基づく歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画です。国が定めた「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第 2 次）」（令和 5 年厚生労働省告示第 289 号）について勘案するとともに、「フロンティア戦略 2024」及び「第 8 次石川県医療計画」などとの調和を図りながら、歯科口腔保健の推進に関する目標を達成するために、必要な施策の方向性を示しています。

3 令和6年能登半島地震を受けて

「第3次いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画」については、令和5年度の早期の段階から改定作業を開始し、「いしかわ歯と口腔の健康づくり推進計画検討委員会」での議論を経て、発災前には素案の検討がほぼ終わり、令和5年度末までに計画の改定作業を終える予定でした。しかしながら、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、改定作業は一時中断し、まずは、被災された方々への健康管理等の対応に全力で取り組むこととしました。

能登半島地震により、多くの県民の方々が、避難所等での生活を余儀なくされ、その後も住み慣れた地域を離れて、仮設住宅等での慣れない生活を送っておられます。被災者の方々は、疲労や栄養不足、生活習慣の変化等による健康状態の悪化が懸念され、断水が長期間続いたことから誤嚥性肺炎のリスクが上昇した可能性があります。

今回、第3次推進計画を策定しましたが、本計画では、地震により生じた変化や課題、それに対する取組などの記載はいったん見送り、今後の計画見直し等に合わせ、修正を加えることとしています。

4 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）の6年間とします。令和11年度（2029年度）に「フロンティア戦略2024」の中間評価及び「第8次石川県医療計画」の見直しとあわせ、本計画の見直しを行うものとします。

5 他の計画との整合性

〇いしかわ健康フロンティア戦略2024との関係

健康増進法に基づく本県の健康増進計画は、フロンティア戦略であり、健康増進対策の一つとして、「歯・口腔の健康」を位置づけ、目標とする施策の方向性を記載しています。

本推進計画は、「フロンティア戦略 2024」との整合性を図って策定しています。

○第 8 次石川県医療計画との関係

医療法に基づく本県の医療計画は、「石川県医療計画」であり、医療計画のなかで歯科医療並びに関連する項目において、本県が目標とする医療提供体制等について記載しています。

本推進計画は、「第 8 次石川県医療計画」との整合性を図って策定しています。

○その他の計画との関係

石川県がん対策推進計画、いしかわ食育推進計画、石川県長寿社会プラン、いしかわ障害者プラン等との整合性を図って策定しています。



